

## 研究結果報告

第163号研究

テーマ：医療・福祉・心理職との協働型刑事弁護に関する総合的研究

研究実施期間：2022年2月1日～2024年1月31日

研究主任：指宿信（成城大学法学部教授）

## 研究報告

### 日米の司法ソーシャルワークから見る現状と課題\*

戸井宏紀（東洋大学）

\*2022年4月9日に治療的司法研究会での報告

#### 1 自己紹介

本日のタイトルは「日米の司法ソーシャルワークから見る現状と課題」ということで、とても広く大きなタイトルになっております。この後、簡単に自己紹介させていただきますが、私自身の実践から問題意識を持ったところ、一番は矯正領域のソーシャルワークですけれども、その点に関するアメリカでの取り組みや私が研究を通して学んだこと、それから、日本でも矯正分野でのソーシャルワークが広がっていますが、アメリカではもう少しシステムの前の方の段階で、刑事弁護活動の中に広くソーシャルワーカーが入っていること、その2つに絞ってお話しします。最後に、日米の比較から見えてくる課題についてご報告できればと思っております。

簡単に自己紹介を兼ねまして、私自身の問題意識をお伝えできればと思います。私は社会福祉士として最初は、都内の社会福祉協議会で地域福祉の実践に携わっておりました。現在の日常生活自立支援事業、従来は地域福祉権利擁護事業と呼ばれていましたが、その担当として働いておりました。その頃、近郊の医療刑務所に社会福祉士として入られていた方から交代しないかということでお声掛けがあり、非常勤で兼務の形で勤めることになりました。その後の研究のテーマにもなっていますが、この医療刑務所での短い間の実践から、矯正におけるソーシャルワークへの問題意識が生まれました。

その後は、神奈川県の久里浜アルコール症センター（現在の久里浜医療センター）の医療観察法病棟の精神保健福祉士として勤務しました。この病棟では、治療の対象となった人たちが、なぜ今回はこちら（医療観察法）側に来ているのか、なぜ前は医療刑務所に行っていたのかという問題に関心を持ちました。この2つの別のシステム、すなわち精神医療と刑事司法システムに触れたこと、そして多職種チームでの治療とその後の支援も含めて両者の大きな違いを実感しました。そういったことが問題意識の始まりです。

社会福祉協議会に勤務していた時には、社会福祉の大学院、三鷹にありますルーテル学院の大学院に在籍しておりました。修了後2年を経て、久里浜アルコール症センターを退職した後に、2010年から米国コネティカット大学のソーシャルワーク大学院に留学し、博士課程に進学することになりました。

#### 2 アメリカでの経験について

留学中、司法ソーシャルワークに関するアメリカの学会で初めて発表した際には、日本から司法福祉学会の方々がいらしており、翌年に判決前調査の研究グループの現地調査のお手伝いをするというご縁もいただきました。

研究については、先ほど矯正のソーシャルワークへの問題意識についてお話ししましたが、司法ソーシャルワークの研究をしたくて大学院に行ったということではなく、どちらかといいますとアルコール依存の問題、特に地域社会におけるアルコール問題について取り組みたいということで進学しました。ところがいろいろな経緯ありまして、日本の矯正領域での経験と問題意識が徐々に甦る中で、それをテーマに研究をすることになりました。

留学中は、コネティカット州の精神保健・アディクションサービス局でリサーチアシスタントとして4年半勤務する機会に恵まれました。ここではアメリカにおける精神保健とアディクションの問題や、その中でも司法と関わる領域の地域のサービス、そして実践と研究とのつながりをかなり勉強させていただきました。

2016年に日本に戻りましたがすぐには仕事がない状況でした。そうした中、東京地方検察庁で社会福祉アドバイザー（社会福祉士）をされていた方が退職されるということでお声掛けいただき、1年弱ですけれども後任としてとして勤務することになりました。その後2017年から東洋大学で社会福祉士の養成教育に携わる形で、現在に至っています。少し長くなりましたが、私がどのような経験から現在の研究への問題意識を持つに至ったかということを最初にお伝えできればと思い、紹介させていただきました。

### 3 日米における司法ソーシャルワーク

#### 3-1 はじめに

本日はご報告させていただきます内容ですが、日本においても2000年代以降、社会福祉の領域と司法の領域の実践が非常に近づいてくる中で、ソーシャルワーカーが刑事司法システムの中で多職種チームのメンバーとして活動するということが増えてきました。私の問題意識でもありますが、もともと地域社会で課題を抱えていた人たち、特に精神保健やさまざまな依存の問題に向き合っている人の地域生活を支えていくために、ソーシャルワーカーが自分たちの属する社会福祉とは異なるシステムの中で実践していくこと自体が、専門職にとっては今、大きな課題となっています。

そうした実践的課題に焦点を当てまして、日本とアメリカの実践は共通するところもありますが、かなり違うところもあります。そういった点も踏まえてお伝えできれば、また皆さんの議論の材料にさせていただけたらと思っております。今日は、先ほど申し上げましたけれども矯正システム、そして刑事弁護のシステムの中での実践に焦点を当てて、一部現地での調査の状況も踏まえてご報告いたします。

内容としましては大きく4つです。最初にアメリカの刑事司法システムの現状に触れ、

特にそのシステムの中でどのような実践がなされてきたかという大きな流れを確認し、そこから実際の矯正システム、そして刑事弁護のシステムの中でのソーシャルワーク実践について触れ、最後にまとめとしてそこから見えてくる課題についてお伝えできればと考えております。

### 3-2 現状と歴史の変遷

アメリカの刑事司法システムのさまざまな問題をご承知の方も多いかと思いますが、私自身がその中でも特に3つを大きな課題として考えております。1つ目は、刑事システムの中に非常に多くの方が収容されているという問題があります。それから日本と比較した場合、アメリカに特徴的なところでは、人種差別が形を変えて刑事司法システムの中に現れているということです。3番目としては、規模は違いますが、日本と共通するところがかなりある問題で、刑務所が精神疾患の治療施設化しているということです。

アメリカで、それからヨーロッパでも脱施設化は1970年代以降進んできました。この点は日本とかなり大きく違っています。これは地域精神保健システムの問題でもありますが、今の日本の刑事司法システムの中でさまざまな問題に向き合っている人の課題というのは、私自身は地域福祉の問題の見えていなかった部分が顕在化している現象であると捉えています。これら3つが、大きな特徴かと思っています。

大量収容の問題について貴重な視点を与えてくれる研究としては、歴史的・政治学的な分析をされている Naomi Murakawa 先生の研究があります。プリンストン大学の政治学の先生です。刑務所への大量収容が進んでいったことに対して、民主党政権時代の様々なリベラルな政策がこの流れをつくっていったという視点を提示されています。

それから、人種差別の新たなシステムについてですが—これに関連しては Jim Crow 法が知られていますけれども—（刑事司法が）新たな Jim Crow になっていると指摘した Michelle Alexander が、さまざまな側面からこの問題を分析しています。

また、刑事司法システムにおける根強い差別ということでは、日本でも翻訳がされて映画にもなっていますが、Bryan Stevenson の作品「黒い司法」（原題は Just Mercy）があります。冤罪の問題、特に人種差別に関連してこの問題に非常に熱心に取り組まれている弁護士の方です。アメリカのソーシャルワーカーの間でもヒーローと呼ばれている弁護士です。ソーシャルワーカーの活動にとっても、とても示唆が多い取り組みをされている方です。

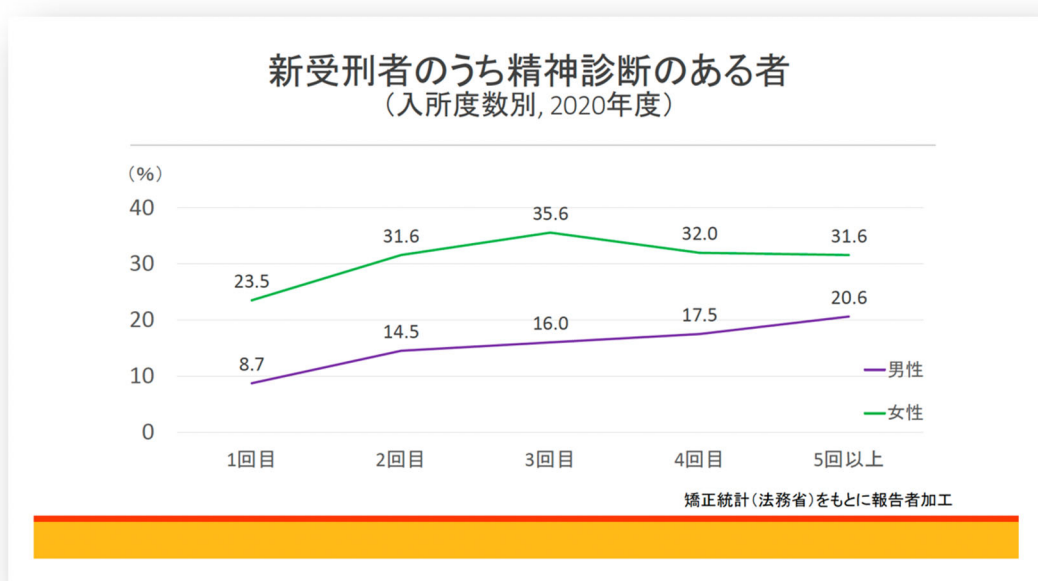
それから刑務所が精神疾患の治療施設化しているという問題については、アメリカのソーシャルワーカーで Mary Buser という方、コロンビア大学大学院在学時にニューヨーク市のライカーズ島刑務所—悪名高きと言われる非常に問題の多い施設です—に実習生として入り、その後同刑務所で精神医療部門のソーシャルワーカーとなり、最終的には副責任者として働いていた方の著作があります（Mary Buser, Lockdown on Rikers）。今は、退職されて、その中で特に人権の問題、それから精神医療の問題について広く社会に訴えて、代弁者（アドボケイト）として活動をされています。その直接的な影響ではないと思いますが、

ライカーズ刑務所は 2027 年までに閉じるということで改革が進んでいると聞いておりま  
す。

### 3-3 日本の現状

こうした問題はアメリカの特殊な問題という側面も多いかと思いますが、例えば日本でも、毎年新たに矯正施設に入ってくる人のうち精神診断のある人の比率を見ますと（矯正統計を基に加工）、1 回目の入所から、2 回目、そして 5 回以上という形で繰り返し入ってくる人の中では、精神診断のある人の比率が高くなっている状況です。

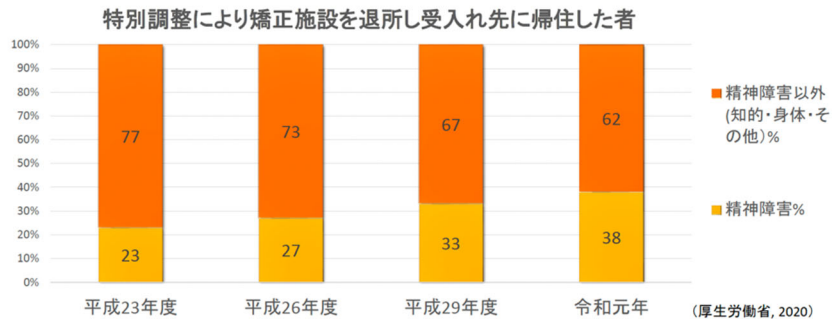
【表 1】



また、地域生活定着支援センターを中心に地域社会へ戻っていく際の特別調整について、厚労省のデータを見ましても、日本ではこれまで司法と福祉の連携は、高齢者あるいは知的障害を持つ人に対する支援を比較的中心として行われていたかと思いますが、この特別調整においても、精神障害を抱える人の比率はデータを見ても高くなってきているということがわかります。

【表 2】

## 精神障害を抱える退所者の状況



それから、私も所属しております東京社会福祉士会の司法福祉委員会では、東京の三弁護士会と共同で刑事司法ソーシャルワーカーとしての活動を 2014 年から行っておりますが、その対象となった人を障害別で見た場合、何らかの精神疾患があると思われる被疑者・被告人—これはソーシャルワーカーの捉え方であり正確な診断ということではないです—のうち、約 7 割の人は何らかの精神疾患を抱えているのではないかと推察されます。日本の刑事司法システムでも、このような状況がデータから伺うことができます。

### 3-4 アメリカの取り組み

日本の状況に引き寄せて見ていただきましたが、こうした課題にアメリカのソーシャルワーカーが古くから継続して取り組んできたのかというと、決してそうではありません。2012 年に、この分野で先駆的な研究をしてきた Pettus-Davis という研究者が、米国の刑事施設で大量収容の状況が進んでいく状況に対して、ソーシャルワーカーは長い間沈黙を保っていたということを論文で指摘しています(Pettus-Davis, 2012)。

アメリカにおけるソーシャルワークの始まりは、19 世紀から 20 世紀にかけて、ジェーン・アダムズやメアリー・リッチモンドという先駆者の取り組みに遡ることができます。ソーシャルワークが専門職として成立した当時は、司法領域での活動は今以上に行われていたのです。それにもかかわらず、ソーシャルワーカーはこの問題に対して長い間沈黙を保っていた、との指摘がなされました。

現在でいうマクロソーシャルワークの源流として、ジェーン・アダムズがシカゴのセツルメントでの活動から、社会や環境を変革していくという働きをしました。一方、メアリー・リッチモンドは、科学的手法を用いた対人援助です。慈善活動ではなく科学的な手法を用い

たケースワークを実践した。この 2 つの流れが合流していく中で専門職が形成されたとされています。

アメリカにおけるソーシャルワークの専門職のスタートは、1898 年に専門職養成のサマースクール（現在のコロンビア大学ソーシャルワーク大学院の前身）が始まったことに遡るといわれています。その後、病院あるいは学校、それから精神科におけるソーシャルワークへと広がっていくこととなります。いつ頃からソーシャルワーカーが刑務所で実践を始めたかははっきりとは分かりませんが、私が文献を調べた限りでは 1920 年代の前半からソーシャルワーカーが活動していたということが記録されています。

こうしたソーシャルワーク専門職の歴史を見ると一ももとは慈善事業から発展してということになりますが一矯正におけるさまざまな取り組みと、当時とはとても近い関係にあったということが言えます。

現在のアメリカのソーシャルワーカーの全国会議の前身となる全米慈善・矯正会議は、非常に長い間続いてきましたが、この参加メンバーを見ますと社会事業家とともに矯正に関わる人や、今で言う更生保護に関わっている人たちが、毎年一緒にひざを突き合わせて話し合っていたということが分かります。

日本においてもその頃に監獄法が制定されていますが、社会事業家、例えば留岡幸助がアメリカに渡って刑務所の中に入って監獄改良や感化事業について学び、改革を進めていったというように、当時は日本においても司法と福祉の距離はとても近かったのではないかと思います。

ところがその後、社会福祉の領域で社会福祉専門職ができていった後も、そうした取り組みがなされない時代が続いてきたという点は、アメリカも日本も共通するところではないかと思っております。

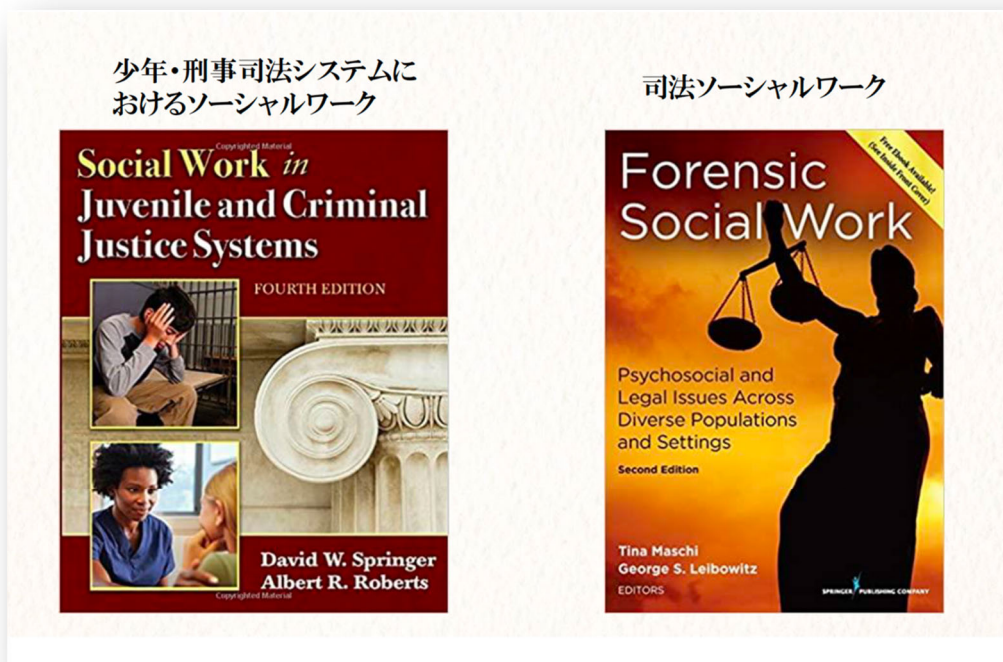
ご覧になっていただいているのは、私が勤務している東洋大学の社会福祉学科の大正時代の履修科目一覧です。昨年は社会福祉学科の 100 周年でした。そして今年、101 年目の新入生を迎えました。100 年前に創設された当時のカリキュラムになります。これを見ると犯罪あるいは刑事司法の領域の科目もあり、心理学、精神医療の領域なども含め幅広い学びをしていたということが分かります。右の下の方には「免因保護」とあります。おそらく現在の「更生保護論」に近いと思います。

その後、日本において長らく社会福祉の領域では、従来取り組んでいた刑事司法の中の課題は対象外とされていた時代が長く続くのですが、2000 年代に入り司法領域の様々な改革がなされ、その中で社会福祉士や精神保健福祉士の活動も少しずつ広がるようになってきた状況です。

そのため現在では、社会福祉士養成のための新たなカリキュラムの中に「刑事司法と福祉」という科目が置かれていますが、アメリカの刑事司法、司法領域における取り組みについて見ると、統一したカリキュラムというのはありません。比較的広く使われているテキストとしましては、『少年・刑事司法システムにおけるソーシャルワーク』あるいは『Forensic Social

Work』という書籍が版を重ねています。

【図1】



ただ、現在日本で「司法ソーシャルワーク」、あるいは「刑事司法ソーシャルワーク」という形で言われているものが、アメリカで「クリミナル・ジャスティス・ソーシャルワーク」という言葉で広く用いられているかということ、必ずしもそうでないと思います。すなわち、「ソーシャルワーク」はさまざまな領域、例えば学校あるいは病院で、頭に「医療ソーシャルワーク」あるいは「学校ソーシャルワーク」と付けるのではなく、それぞれの領域で実践しているのであって、1つのソーシャルワーク専門職という捉え方が主流ではないかと思っております。

あるテキスト（現在は第4版です）の第3版には「治療的司法とソーシャルワーク」の関係についてのチャプターもありました。ただ、私自身、治療的司法については非常に不勉強なところもありますのでこのあたりは皆さま方にいろいろと教えていただけたらと思っております(Social Work in Juvenile and Criminal Justice Setting, 3<sup>rd</sup> 2006)。

#### 4 矯正システムにおけるソーシャルワーク

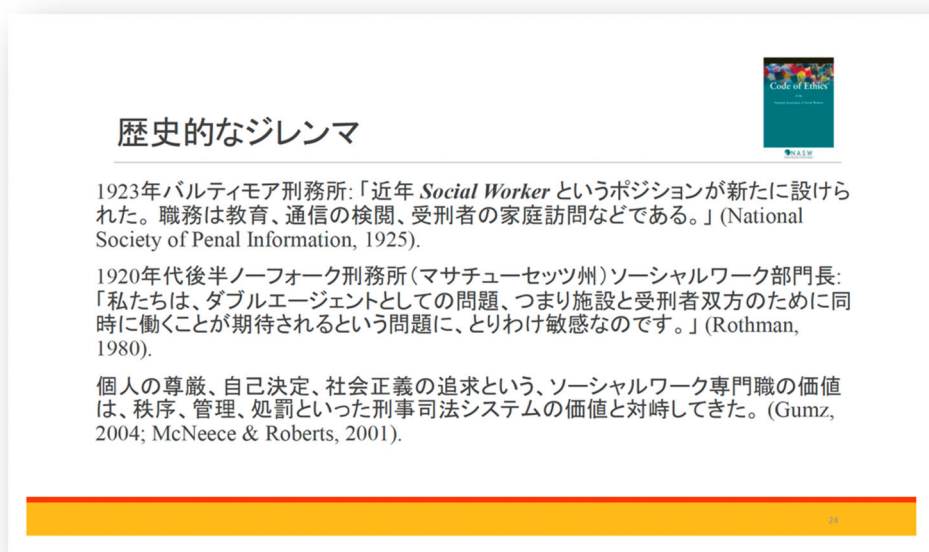
##### 4-1 矯正におけるソーシャルワークとそのジレンマ

矯正システムにおけるソーシャルワークが私の一番問題意識のあるところになりますが、特にこの司法の領域では、専門職としての価値、あるいは倫理綱領に基づいた実践において、

さまざまな葛藤を抱えることになります。

こうした葛藤は、私自身が矯正施設に入っていた時にも感じておりましたし、周りの同僚も同様であったと思います。文献を調べてみると、アメリカにおいてもソーシャルワーカーが刑務所に入った当時から、問題意識として挙げていたということが分かりました（図2参照）。こうした専門職の価値との葛藤、あるいはジレンマといったところは、やはり専門職としての譲れない原理と向き合う際に、現在まで続いている実践の課題であると考えます。

## 【図2】



### 歴史的なジレンマ

1923年バルティモア刑務所:「近年 *Social Worker* というポジションが新たに設けられた。職務は教育、通信の検閲、受刑者の家庭訪問などである。」(National Society of Penal Information, 1925).

1920年代後半ノーフォーク刑務所(マサチューセッツ州)ソーシャルワーク部門長:「私たちは、ダブルエージェントとしての問題、つまり施設と受刑者双方のために同時に働くことが期待されるという問題に、とりわけ敏感なのです。」(Rothman, 1980).

個人の尊厳、自己決定、社会正義の追求という、ソーシャルワーク専門職の価値は、秩序、管理、処罰といった刑事司法システムの価値と対峙してきた。(Gumz, 2004; McNeece & Roberts, 2001).

現在は、ソーシャルワーク専門職の「グローバル定義」（2014年採択）における4つの原理、すなわち「社会正義」、「人権」、「集団的責任」、そして「多様性の尊重」ということが共有されています。

最終的には、私たちが向き合う人たちの生活上の課題に取り組み、その人や地域社会のウェルビーイングを高めていく。そのような使命を持って取り組んでいく。ソーシャルワークにはこうした価値があります。日本の社会福祉士の倫理綱領も、この定義に基づいて2020年に新たな倫理綱領という形で改定されました。こうした専門職としての価値を背負っていく中で、司法、特に矯正システムの中での実践には非常に大きな葛藤が伴います。

## 【図3】

## 日本社会福祉士会倫理綱領(2020年6月)

原理(※「価値と原則」から変更)

1.(人間の尊厳)

社会福祉士は、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神状況、宗教的文化背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえない存在として尊重する。

2.(人権) :追加

社会福祉士は、すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかな理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。

3.(社会正義)

社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。

4.(集団的責任) :追加

社会福祉士は、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。

5.(多様性の尊重) :追加

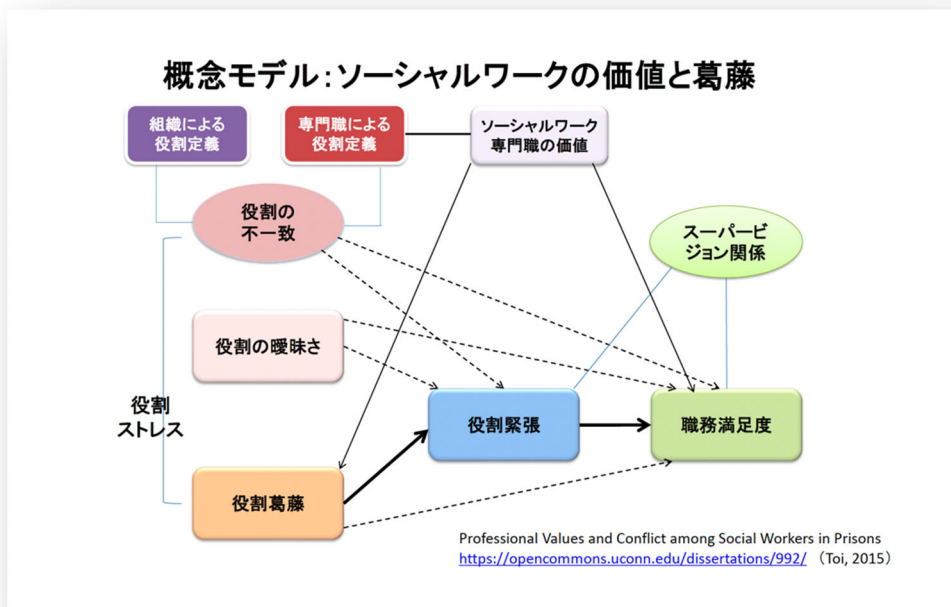
社会福祉士は、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。

6.(全人的存在) :追加

社会福祉士は、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

そうした葛藤が実践に与える影響として、特に矯正施設ではソーシャルワーカーの離職率が高いことが挙げられます。これはアメリカにおいても同じでした。そこで、ソーシャルワーカーの役割を巡るストレスが職務に与える影響を実証的に分析したいと考えて、コネティカット大学で研究に取り組みました。その研究の概念図が以下のものになります。

【図4】



自分自身の研究で取り組みましたのは、量的な研究です。概念モデルを用いて取り組みま

したが、日本に戻ってから、実際のところ現場ではどのようになっているんだろうということで、もう少し研究を深めるために現地調査をする機会を頂きました。その中で4年ほど前になりますが、ニュージャージー州の状況について調査をした時の経験についてお伝えできればと思います。

#### 4-2 アメリカ・ニュージャージー州における司法ソーシャルワーク

アメリカの矯正システムはさまざまな形態によって構成されています。アメリカ連邦政府の運営ではなく、州政府が中心になっています。ニュージャージー州の場合、州矯正局によるシステムと、州立大学のラトガースの医学部が州政府と契約を結んでなされるサービスのコンビネーションで提供されています。

ラトガース大学の矯正医療システムは、医学部のチーム(University Correctional Health Care)が提供しています。その精神科部門の責任者(精神科医)、その他ソーシャルワーカーの皆さんから聞き取りを行いました。ラトガース大学では予算規模もかなり大きいシステムを作っています。

ものすごく大きな施設なのかなと思いましたが、非常にのどかなところに、住宅、大学の寮の様な建物の中に本部がありました。ニュージャージー州では当時、州全体の矯正システムに約2万人が収容されていました。成人、少年、それからいわゆる地域社会への移行支援は矯正局が管轄するという事になっていました。

ラトガース大学医学部に所属する多職種チームがあり、州全体で精神科医が約20名。それから、心理学者と訳していますが、Ph.D.を取得しているサイコロジストが約90名。それに看護師が約300名います。そしてソーシャルワーカーですが、州のライセンスを持ったソーシャルワーカー修士課程を終えてその後州のライセンス試験に通っているのが約60名という構成になっております。

州全体で約2万人いる収容者のうちで、精神保健に関わるさまざまな治療やサービスが必要な約3,000名を対象として、チームとして取り組んでいます。年間予算は当時で約36億円規模であるということでした。

こうしたチームの中でも、先ほどのサイコロジストとソーシャルワーカーが Primary Care Clinician という職名で、地域社会に戻っていく人の臨床的な実践をしていました。多職種チームで、地域社会に戻っていく際のさまざまな支援を担っていました。少し意外だったのは、サイコロジストも、地域社会につなげていくという社会復帰支援をソーシャルワーカーと同様に担っているということでした。

今見ていただいているのはラトガース大学の年報ですが、大学として取り組んでいる状況について特集していた内容です。大学の医学部が矯正システムの中に入っていくという取り組みが、幾つかの州で行われており、ニュージャージー州はその代表とも言えます。マサチューセッツ州や、私がおりましたコネティカット大学でも行われていました。その他にもテキサス州があり、おそらく規模としてはここが一番大きいのではないかと思います。

私がアメリカで研究していた時に、どうして大学がこうした矯正医療に関わっているのだろうかという点が非常に不思議でもあり興味深かったのですが、マサチューセッツ大学医学部の Ferguson 先生という方が、それは大学としての社会的な使命だと語っています。特に医療者、そして地域の医療、保健、社会福祉も含めてですが、そうしたチームで、社会的に不利な状況に置かれている人の課題に対して取り組んでいくのは当然の使命であると言われています。アメリカの大学の医療教育の中でも、矯正医療というのは非常に小さな領域ですが、その社会的意義についてさまざまな形で研究等を通して訴えているのです (Ferguson, 2016)。

それから、公立の大学だけではなく、その他の大学、例えばブラウン大学医学部でも矯正施設における医療、地域における医療・保健の問題、それから人権の問題、そうした課題に同様に取り組んでいます。ブラウン大学発行の雑誌でも、医師と弁護士が一緒になってより良い刑務所の保健問題に対して取り組んでいるということを集めています。

これらの大学の研究者が集まり、矯正医療を取り巻くさまざまな課題に取り組むための学会 (Academic & Health Policy Conference on Correctional Health) も作られていて、こうしたところをプラットフォームとして研究が進められています。そのネットワークを通して、精神医療関係者、精神科医が中心となって矯正精神医学のテキスト (Oxford Textbook of Correctional Psychiatry) を出版したりしています。

この学会で私もちょうど昨日、オンラインで発表をしたところです。日本の刑事司法領域のソーシャルワークの状況について発表しました。改めて状況がこの間変化していると感じました。10年ぐらい前にはソーシャルワーカーはあまり参加していなかったのですが、今はソーシャルワーカーも多く入ってきていて、他の専門職と一緒に矯正を取り巻く課題に取り組んでいることが分かりました。

## 5 刑事弁護システムとソーシャルワーク

### 5-1 伝統的刑事弁護

もう一つのシステムとしまして、刑事手続の前の方の段階になる「刑事弁護システム」とソーシャルワークというところに焦点を当てたいと思います。矯正の方は最近あまりソーシャルワークに焦点が当たらなくなってきましたが、弁護人チームの中にソーシャルワーカーが入って、さまざまな形で取り組みがなされていると思います。

アメリカでの公的な弁護の仕組みとして、パブリックディフェンダー制度があります。100年以上の歴史がありますが、その活動の中にソーシャルワーカーが加わるようになったのはおそらく1960年代の半ばで、比較的最近のことになります。最初はワシントン D.C. の法律扶助機関に社会科学の専門家という立場で加わったようです。今で言う刑事司法ソーシャルワーカーに近い活動が開始されたということになります。

こうした取り組みがアメリカの各地にその後も広がっていきませんが、やはり中心になる

のは弁護人でした。伝統的なモデルと呼ばれていますが、「Attorney Centered Defense Model」というスタイルが長く続いておりました。

## 5-2 司法ソーシャルワーク～コネティカット州の取り組み

こうしたスタイルが近年、クライアントを中心とした「Community-Oriented Defense」と呼ばれる地域に根差した全人的な弁護モデルや、「Holistic Defense」に変わっています。日本でもご承知の方も多いかと思いますが、ニューヨークの公的弁護人事務所である Bronx Defenders を中心に広がってきているモデルです。地域に根差した Community-Oriented Defense はニューヨーク大学のブレナンセンターでネットワークが生まれ、全国的なネットワークができています。Holistic Defense と近い理念を共有しているネットワークであると思います。

【図 5】

BRENNAN  
CENTER  
FOR JUSTICE  
*at New York University School of Law*

### Community-Oriented Defense

#### 10 Principles

1. クライアント中心の実践の創造
2. クライアントのニーズの実現
3. 地域とパートナーを組む
4. システムの問題を直す
5. 一般の人びとを教育する
6. 協働
7. 市民の法的ニーズに言及する
8. 多職種アプローチを追求する
9. 必要な支援を求め
10. CODの仲間と取り組む

2003年 Community-Oriented Defender (COD) Networkを結成  
⇒ 全米100以上の Public Defender Office のネットワーク

(Giovanni, 2012)

日本の弁護士では、大橋君平先生が Bronx Defenders で活動されておりました。ソーシャルワークのさまざまな実践、価値や理念も共有した、チームアプローチによる取り組みであると思います。

今日お伝えするのは、先ほどの先駆的なイノベーティブな取り組みより地味な活動になりますが、州政府が取り組んでいるモデルとして、コネティカット州の公設弁護人事務所の活動についてお話しします。

コネティカット州はアメリカの中でもとても小さな州です。ニューヨークとボストンのちょうど中間に位置するハートフォードという街が州都で、ここに州政府機関が集まっていますが、やはりダウンタウンということで非常に治安が悪い所です。「今年に入って銃の

事件で亡くなる人が今日で 30 何人目」というような報道が日々なされているような、非常に課題の多い地域でした。公設弁護人事務所もこのハートフォードに本部事務所を構えています。

コネティカットは、100 年以上の歴史があるアメリカの公設弁護人制度を州政府が初めて取り入れた州であると聞いています。1910 年代くらいから公設弁護人制度を取り入れているということになります。その活動の中にソーシャルワーカーが入ったのは比較的近年です。それでももう 50 年くらいになります。最初にコネティカット大学の実習生がこの公設弁護人事務所にインターンとして入ったのが 1973 年です。

その後、その事務所の中に「Social Work Program」が作られ、その当時の実習生がソーシャルワーカーとして雇われることになります。その後、実習生であった人が職員として最初の Chief Social Worker に任命されたのが 1985 年です。以後、このハートフォードだけではなく州内のすべての公設弁護人事務所にソーシャルワーカーが配置されていき、現在ではさまざまな部門において、調査研究部門も含めて約 40 名のソーシャルワーカーが働いています。

州政府の公設弁護人事務所のメンバーですが、州の弁護士が 200 名。事務職員が約 60 名。それから調査員 (Investigator) が約 50 名。ソーシャルワーカーが 40 名。その他に管理者が 20 名になります。扱う刑事事件の件数もやはり桁違いに多いため、州政府の弁護士以外に契約制で働く弁護士も約 400 名いると聞いております。

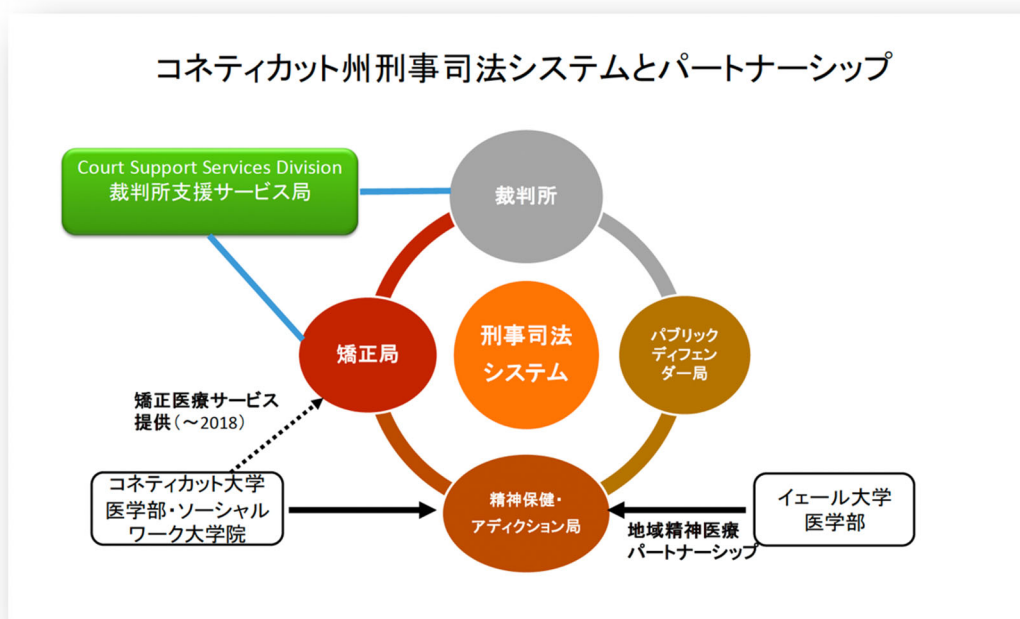
また州政府の中で、公設弁護人事務所だけではなく、精神保健局や保護観察、矯正局も併せてどのくらいの司法ソーシャルワーカー (Forensic Social Worker) が活動しているかということですが、大学院の先輩が博士論文で調査したことがあります。州内に Forensic Social Worker は、少なくとも分かるだけ (回答を得ただけ) でも約 400 名働いていました。一番多いのが保護観察部門で、裁判所や矯正、その他の部門を含めると約 400 名の司法ソーシャルワーカーが州政府内で勤務していたことになります。

当時私が勤務していた州の精神保健・アディクションサービス局にも、フォレンジックサービスディビジョンがありました。その部門は、司法精神保健福祉のサービス、そして地域に移行してく際のプログラムを担っており、その他にも日本で言う医療観察法病棟に近い司法精神病棟を管轄しています。

脱施設化が進んでいることから、コネティカット州の州立精神科病院の数は現在 1 つになっていますけれども、各地におかれている精神保健福祉センターには、州政府とのパートナーシップのもとイェール大学医学部精神科部門のスタッフ、医師等も入っており、精神保健サービスの提供、そして質の評価を含めた研究も担っています。

矯正医療については、私が研究していた頃はコネティカット大学の医学部が提供していました。コネティカット大学の場合は先ほどのラトガースとは異なり、ソーシャルワーカーとともに、プロフェッショナルカウンセラーが心理専門職として刑務所の中に入り、チームの中で活動しているという状況でした。

【図 6】



### 5-3 弁護活動とソーシャルワーク

以上ご紹介したように、州政府の中でソーシャルワーカーが刑事司法に関わるさまざまな取り組みがあり、チームとして協働がなされていました。

コネティカット州の調査では、弁護人チームの中でソーシャルワーカーがどのような取り組みをしているのかについても聞き取りを行いました。現在、日本でもさまざまな形で弁護人チームの中にソーシャルワーカーが入り実践しています。共通するところがほとんどですが、チームには弁護人とソーシャルワーカー以外に調査員やパラリーガルスタッフも入っていて、かなり広がりを持ったチームであるという印象があります。

また、州政府の関連部門との連携が非常に強いこと、そして外部の専門家を多く活用していることが特徴的でした。州政府として外部専門家を活用するための予算も億単位で持っていて、さまざまな資源が、予算規模も含め日本とはかなり異なると感じました。

それから、日本でもソーシャルワーカーが更生支援計画を立てて、裁判の過程で活用していく取り組みがなされていますが、報告書作成と法廷での証言というこの2つの取り組みは、ソーシャルワーカーにとって基本となる権利擁護のアプローチです。書面による権利擁護、それから口頭による権利擁護という形で、その取り組みが重視されている点は共通していました。

地方都市では、裁判に関わる部門とともに、州の公設弁護人事務所が裁判所の建物の中に部屋を構えていました。事務所の中では、弁護士とソーシャルワーカーが隣り合わせで、それぞれの部屋（個室）を持ち、仕事をしていました。

先ほど言及した日本の更生支援計画に当たるものは、「Bio-Psycho-Social Report」と呼ばれる報告書になります。ソーシャルワーカーがこの報告書を作成し、チームの中で共有され裁判に活用されています。内容は様々ですが、精神保健やアディクションに関わる治療ニーズを抱えている人が非常に多いということで、治療歴、診断、そしてこれからの地域生活を支えるためにはどのようなサービスが必要かということを中心にまとめられています。どちらかといいますとナラティブで、文章による報告書という形をとっています。クライアントの物語、人生のストーリーを代弁していくというスタイルが特徴であると感じました。

【図 7】

Bio-Psycho-Social Report ソーシャルワーカーによる報告書の構成内容(19歳男性事例)	
Dear Judge XXXXX:	被疑内容
はじめに	診断(DSM-5)
生育歴・家族歴	服薬
教育と自閉症の特徴	総括
学業・成績の状況	心理療法、精神医療と若年成人サービス
行動の特徴	就労支援サービス
感情の特徴	発達障害サービス部門による支援について
観察的私見	社会保障、社会福祉サービス
治療について(治療歴、今後必要な治療)	結論・推奨
クライアントの物語を語る(代弁する) Tell the client's story	

## 6 日米の司法ソーシャルワークから見る課題

最後にまとめとして、ご紹介したアメリカの状況と現在の日本の取り組みから見る共通する課題や、独自の課題を考えてみたいと思います。

弁護士チームの一員としてソーシャルワーカーが活動していく取り組みは、日本でも各地で地域に根差した形で展開されていると思います。アメリカで見た多職種協働の中で印象的であったのは、ソーシャルワーカーが自身の実践経験やスキルだけに頼るのではなく、対象となる人との面接と膨大な量の記録から広く情報を収集していること、そしてそのためのさまざまなリソース、非常に広いネットワークを持っていることでした。

ここまで広く情報を入手することができる、情報が開示されるというのは驚きでした。膨大な記録や情報をもとに、「実践の知」(Practice Wisdom と彼らは呼んでいます) と人間行動科学の理論を活用して実践していました。私も研究をする身として反省してもっと取り組むべきところですが、ソーシャルワーカーが報告書(Bio-Psycho-Social Report)の中で様々な研究成果を活用して、裏付けを持った活動をしているということが印象的でした。

こうした活動のためには体系的な専門職教育と十分な臨床トレーニングが求められますが、この点は社会福祉士、ソーシャルワーカーを養成していく教育においては、非常に大きな課題であると考えています。

これに関連して、米国で幾つかのモデルとして挙げられていたのが、法曹教育、心理専門職の教育、そしてソーシャルワーカーを養成していく教育です。こうしたそれぞれの専門職の独自の養成教育に加えて、刑事司法あるいは司法システムでともに働く多職種協働の実習モデルがあります。日本でもすでに取り組みられているのかもしれませんが、こうした多職種協働の実習モデルができればいいなど、個人的には感じています。

アメリカの幾つかのロースクールは、**Clinic**、あるいは **Clinical Program** といったものを備えています。その中にソーシャルワーカーのインターンが加わって実習をしていくものがあります。先ほどのコネティカット大学の取り組みになりますけれども、**Forensic Social Work Clinic** モデルもできないかと検討されていると聞いております。

弁護人チームの中だけではなく、広く司法領域におけるソーシャルワークの重要な課題は、何よりも実践の質の担保です。2000年代以降、ソーシャルワーカーも刑事司法システムのさまざまな領域で活動するようになってきましたが、その実践の質は担当ソーシャルワーカーによって大きく異なるとか、実践経験によりかなりばらつきがあると指摘されています。これに対しては、専門職教育だけではなくさまざまな実践の場面で、また職能開発の中で、実践の質の向上に取り組んでいく必要があると思います。

それから、アメリカと日本との違いで一番大きいと思うのは、日本ではソーシャルワーカーに期待されているのは、地域に戻っていく際にその地域のさまざまな機関、あるいは関係者をつないでほしいということで、とにかくつなぐことです。できるだけ多くの関係機関とつなぐということが期待されていて、ソーシャルワーカーもそれに取り組んでいっている。

一方で、臨床実践についてアメリカと比較して見ると、さまざまな精神保健のニーズを持った人、あるいはアディクションの問題を抱えた人については、地域のいろいろなところとつながりたくないという人が非常に多いです。例えば、福祉事務所に同行しても、「ちょっとお手洗いに行って来る」と言ってそのままいなくなってしまうようなケースも多々あります。こうした、ただつなぐというところを超えた臨床実践、この両面の活動に取り組んでいくことが、もっと求められるのではないかと考えております。

ソーシャルワークがこれからさらに展開していくとしたら、やはり雇用や報酬の問題があります。多くのアメリカの公設弁護人事務所ではフルタイムのスタッフがスタンダードです。こうした問題については先日、日弁連のほうでも声明が出されていたのではないかと思います。日本のソーシャルワーカーが刑事司法システムの中で取り組もうとした場合、まだまだ掛け持ち、つまり兼業という形が中心になっています。この点では、日本の司法ソーシャルワークの基盤は非常に弱いということだと思います。

それから、専門職としての実践をこの刑事司法システムの中で継続していくためには、冒頭申し上げた専門職としての価値、価値のぶつかり合い、葛藤に向き合った際に、それをど

う捉えていくか、あるいは対処していくかというところも非常に大きな課題かと思っています。

その中でも司法ソーシャルワークを支える大きな役割を担うのが、スーパービジョン関係になると思います。ソーシャルワーカーにとっては、職場の中で十分なスーパービジョンを受けられることができる機関や施設がまだまだ少ない状況です。司法領域における実践では、例えば刑務所で、ソーシャルワーカーが果たして十分なスーパービジョン関係を同じ専門職同士で、あるいはソーシャルワーカーが自分一人だけであっても、そのチームの中でそうした関係を築いていくことができるのでしょうか。こうしたところが大きな課題ではないかと思っています。

## 7 おわりに

最後になりますが、これは私自身の反省も含めてですが、司法ソーシャルワークの実践はどんどん先に進んでいる一方で、それを支える研究やさまざまなプログラムの開発や評価、実践を支える研究については、アメリカと比較した場合、まだまだ頑張らなければいけないと思っております。

アメリカの **Forensic Social Worker** の全国的な集まりとして **NOFSW(National Organization of Forensic Social Work**、2025年に **Forensic Social Work Alliance** に名称変更)がありますが、毎年の大会ではさまざまなテーマについて熱心に議論が交わされています。2019年の大会のテーマは「多職種の中での司法ソーシャルワークの実践」でした。やはり多職種との協働していく中でソーシャルワーカーが抱える倫理的な葛藤、特に弁護チームの中での倫理的葛藤が大きなテーマとして挙げられていました。このあたりは日本とも非常に共通するところがあると感じました。

NOFSWの会長をされていました **Tina Maschi** というフォーダム大学のソーシャルワークの研究者が、**Forensic Social Worker** に求められるものは刑事司法システムの改革、そして社会変革のリーダーシップを取っていくことだと言っています。これを特に強調されていました。やはり 人と地域社会のウェルビーイングを上げていくということが大事です。最初に紹介しました「グローバル定義」にもありますが、刑事司法プロセスにおけるソーシャルワーク、司法ソーシャルワークにおいてもこのことを中心的な使命として取り組んでいく必要があると思います。

(了)